

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、  
當日は、  
翌日がと  
るの)

その効力を生じる。

昭和五十一年二月十日

鳥取県知事 平林鴻三

新町に画す  
同上の区域(昭和五十年二月十七日現在の地番による。)

桂木字外砂田二五九の三、二六三及びこれらと一体をな

す国有地、桂木字橋詰二六八、二七一の二、二七二、二七

三、二七四、二七六の一及びこれらと一体をなす国有地、

桂木字会地向二九二の二、二九七の六、三〇四の一、三〇

四の四及びこれらと一体をなす国有地の一部、桂木字西ヶ

岡三五三の一、三五六、三六六の一、三六六の一、三六八

の一、三六八の一、三六八の三、三七〇の三、三七〇の四、

三七三、三七五の一、三七五の四、三七五の五、三七六の

一及びこれらと一体をなす国有地、桂木字五反田の全域、

桂木字大工田の全域、桂木字一ツ橋の全域、桂木字上一ツ

橋の全域、桂木字上五反田の全域、桂木字四反田の全域、

船木字植松一三二の一、一三二の二、一三三の二の一部、

一三三の四、一三四の二の一部、一三五の二、一三七の二、

一四一の二、一四二の二、一四二の三及びこれらと一体をな

す国有地の一部、船木字上植詰の全域、船木字下植詰の

全域、船木字沖の全域、船木字茶屋前一五四の一、一五五

の一、一五五の五から一五五の七まで、一五五の一〇から

一五五の一三まで、一五六の二及びこれらと一体をなす国

有地、津ノ井字五反田二七九の一及び二七九の二並びに二

七九の一、二七九の二、二七八の八、二七八の二六、二七

| 目次                                       | 告示 | 告示 | 告示 |
|--|----|----|----|
| ◇告示 町の区域の新設等                             |    |    |    |
| 解除予定の保安林                                 |    |    |    |
| 土地区画整理法による換地処分                           |    |    |    |
| ◇選管告示 (選舉運動従事者及び労務者に対し支給することができる実費弁償の額等) |    |    |    |

|                              |   |   |
|------------------------------|---|---|
| 桂木字外砂田<br>町及び字の名称<br>区域を変更する | 桂木字外砂田のうち二五九の三、二六三及びこれらと一<br>同上の区域(昭和五十年二月十七日現在の地番による。) | 八の二九、二八〇の五、二八〇の六、二八〇の九、二八〇の一、二八一の五、二八一の一、二八二の七から二<br>八二の九までと一体をなす国有地の一部、津ノ井字栄添二<br>九一の一、二九一の一、二九一の四及び二九二の三並びに<br>二九一の一、二九一の二、二九一の四、二九一の七、二九<br>一の八及び二九二の三と一体をなす国有地、津ノ井字荒田<br>二九五の一及び二九五の二並びに二九五の一、二九五の二、<br>二九六の一、二九六の七及び二九六の九と一体をなす国有<br>地の一部、津ノ井字上遠沖三〇六の一、三〇六の五、三〇<br>六の六、三〇九の一、三一〇の一、三一〇の二、三一一及<br>びこれらと一体をなす国有地、東大路字長峯二五の三、二<br>八の一及びこれらと一体をなす国有地、久末字上長砂五三<br>の四から五三の七まで、久末字曲り風五八の一から五八的<br>四まで、五九の一から五九の四まで、六〇の三から六〇の<br>六まで、六一の一、六一の二、六二の二、六二の四、六二<br>の五、六三の一、六三の三、六三の四、六三の六、六四的<br>一、六四の三、六四の五、六四的六、六六の一、六六的三<br>及びこれらと一体をなす国有地、久末字越免的全域、久末<br>字橋本田八五の一、八五的四、八五的七、八五的八及びこ<br>れらと一体をなす国有地並びに久末字下横畠九五の一、九<br>五的五から九五的七まで、九八、九八的一及び九八的二 |
|------------------------------|---|---|

|              |  |  |   |
|--------------|--|--|---|
| 桂木字社地向<br>区域 | 桂木字西ケ岡のうち二九二の二、二九七の六、三〇四的<br>一、三〇四の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  | 桂木字西の岡<br>桂木字西ケ岡のうち三五三的二、三五六、三六六の一、<br>三六六的二、三六八の一、三六八的二、三六八的三、三七<br>〇的三、三七〇的四、三七三、三七五的一、三七五的四、<br>三七五的五、三七六的一及びこれらと一体をなす国有地以<br>外の区域並びに桂木字社地向二九二的二、三〇四的一及<br>びこれらと一体をなす国有地の一部 | 桂木字外の区域<br>桂木字橋詰のうち二六八、二七一的二、二七一、二七三、<br>二七四、二七六的一及びこれらと一体をなす国有地以外の                             |
| 船木字筆始<br>区域  | 船木字植松のうち一三三の一、一三三の一、一三三的一<br>の一部、一三三的四、一三四的二の一部、一三五的一、一<br>三七的二、一四一的二、一四二的一、一四二的三及びこれ<br>らと一体をなす国有地以外の区域 | 船木字植松<br>船木字植松のうち一三三の一、一三三的一、一三三的一<br>の一部、一三三的四、一三四的二の一部、一三五的一、一<br>三七的二、一四一的二、一四二的一、一四二的三及びこれ<br>らと一体をなす国有地以外の区域  | 船木字茶屋前<br>船木字茶屋前のうち一五四的一、一五五的一、一五五的<br>五から一五五的七まで、一五五的一〇から一五五的一三ま<br>で、一五六的二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 船木字茶屋前<br>区域 | 船木字茶屋前のうち一五四的一、一五五的一、一五五的一<br>の五から一五五的七まで、一五五的一〇から一五五的一三ま<br>で、一五六的二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域                  | 船木字茶屋前<br>船木字茶屋前のうち一五四的一、一五五的一、一五五的一<br>の一部、一三三的四、一三四的二の一部、一三五的一、一<br>三七的二、一四一的二、一四二的一、一四二的三及びこれ<br>らと一体をなす国有地以外の区域  | 船木字筆始<br>区域<br>桂木字外の区域<br>桂木字橋詰のうち二六八、二七一的二、二七一、二七三、<br>二七四、二七六的一及びこれらと一体をなす国有地以外の              |
| 桂木字筆始<br>区域  | 桂木字外の区域<br>桂木字橋詰のうち二六八、二七一的二、二七一、二七三、<br>二七四、二七六的一及びこれらと一体をなす国有地以外の                                      | 桂木字外の区域<br>桂木字橋詰のうち二六八、二七一的二、二七一、二七三、<br>二七四、二七六的一及びこれらと一体をなす国有地以外の  | 桂木字外の区域<br>桂木字橋詰のうち二六八、二七一的二、二七一、二七三、<br>二七四、二七六的一及びこれらと一体をなす国有地以外の                             |

|         |  |
|---------|--|
| 津ノ井字五反田 | 津ノ井字五反田のうち二七九の一及び二七九の二並びに二七九の一、二七九の二、二七八の八、二七八の二六、二七八の二九、二八〇の五、二八〇の六、二八〇の九、二八〇の一、二八一の五、二八一の一、二八二の七から二八二の九までと一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 津ノ井字朽添  | 津ノ井字朽添のうち二九一の一、二九一の四及び二九二の三並びに二九一の一、二九一の二、二九一の四、二九一の七、二九一の八及び二九二の三と一体をなす国有地以外の区域   |
| 津ノ井字荒田  | 津ノ井字荒田のうち二九五の一及び二九五の二並びに二九五の一、二九五の二、二九六の一、二九六の七及び二九六の九と一体をなす国有地の一部以外の区域  |
| 津ノ井字上遠沖 | 津ノ井字上遠沖のうち三〇六の一、三〇六の五、三〇六の六、三〇九の二、三一〇の一、三一〇の二、三一一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域   |
| 東大路字長峯  | 東大路字長峯のうち二五の三、二八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  |
| 久末字上長砂  | 久末字上長砂のうち五三の四から五三の七まで以外の区域   |
| 域       | 久末字曲り風のうち五八の一から五八の四まで、五九の  |

## 鳥取県告示第九十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町下阿毘縁字下鉢谷日向山一七四七の一、字中鉢尻り一七

久末字として指定された目的

|        |  |
|--------|--|
| 久末字曲り風 | 一から五九の四まで、六〇の三から六〇の六まで、六一の一、六一の二、六二の二、六二の四、六二の五、六三の一、六三の三、六三の四、六三の六、六四の一、六四の三、六四の五、六四の六、六六の一、六六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 久末字橋本田 | 久末字橋本田のうち八五の一、八五の四、八五の七、八五の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  |
| 久末字下横曇 | 久末字下横曇のうち九五の一、九五の五から九五の七まで、九八、九八の一及び九八の二以外の区域  |
| 木字下樋詰  | 桂木字四反田、桂木字五反田、桂木字大工田、桂木字一ツ橋、木字上一ツ橋、桂木字上五反田、船木字上樋詰、船木字下樋詰、船木字沖及び久末字越免   |

三 水源のかん養  
解除の理由

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第百号

津ノ井土地区画整理事業施行地区的宅地について、昭和五十一年(一月)一日換地処分を行つた旨の届出があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第二百十九号)第二百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十一年(一月)十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第二百九十七条の二第一項及び第二項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができるべきる報酬及び実費弁償の額並びに選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員に限る。)に対し支給することができる報酬の額を次のように定め、昭和四十九年六月鳥取県選挙管理委員会告示第六十号は、廃止する。

昭和五十一年(一月)十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額  
イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した  
実費額

ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した  
実費額

ハ 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実  
費額

二 宿泊料(食事料二食分を含む。) 一夜につき六千円

ホ 弁当料 一食につき四百円、一日につき千二百円

ヘ 茶菓料 一日につき二百円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報  
酬の額

イ 基本日額 三千円

ロ 超過勤務手当 一日につき千五百円

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実  
費弁償の額

イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第一号イ、ロ及びハに掲げる額

ロ 宿泊料(食事料を除く。) 一夜につき五千二百円

四 選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員に限る。)  
一人に対して支給することができる報酬の額

一日につき三千円